●図1　監査請求の流れ

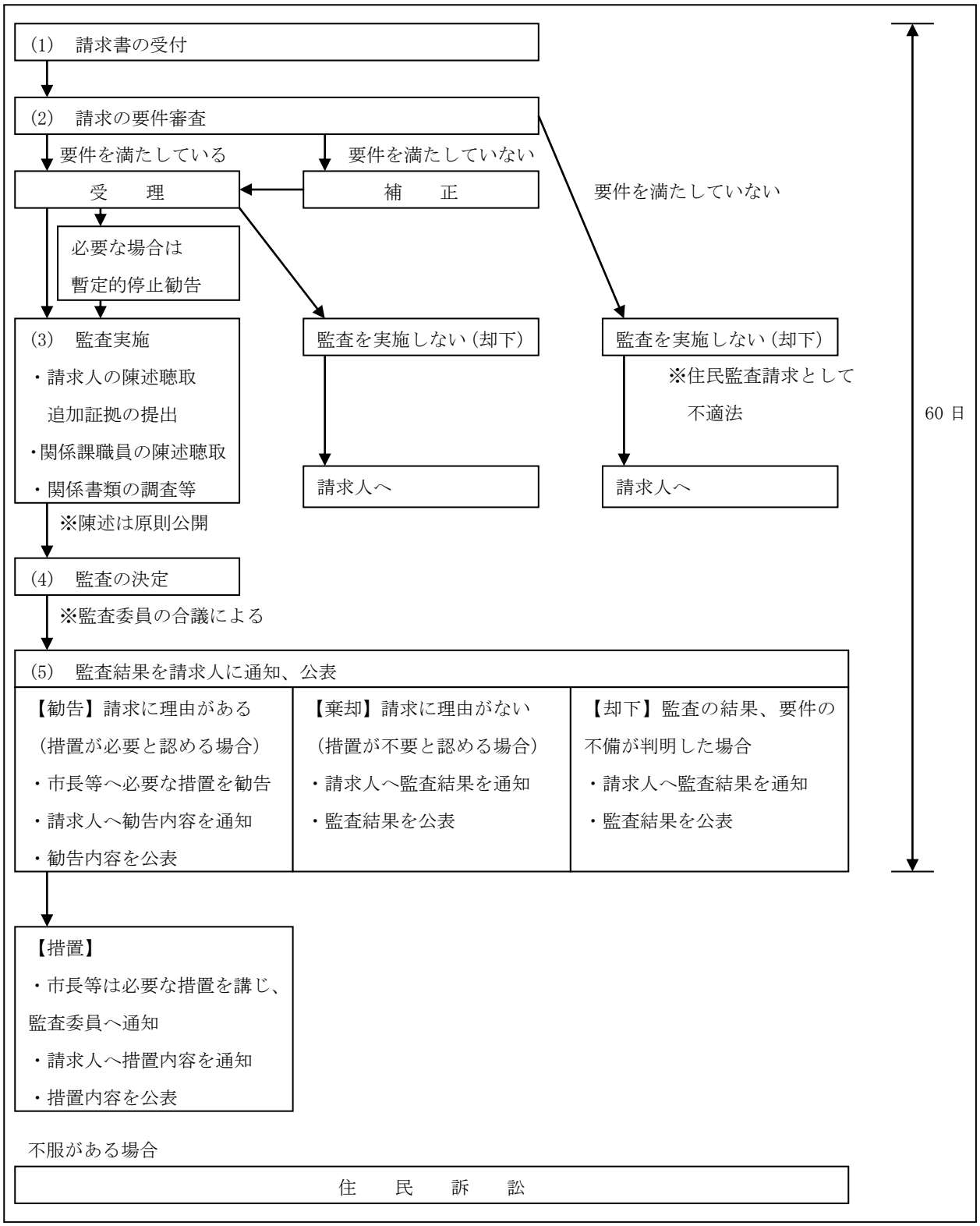
(1)　請求書の受付
(2)　請求の要件審査
要件を満たしている
要件を満たしていない
受　理
補　正
要件を満たしていない
必要な場合は
暫定的停止勧告
(3)　監査実施
・請求人の陳述聴取
追加証拠の提出
・関係課職員の陳述聴取
・関係書類の調査等
監査を実施しない（却下）
監査を実施しない（却下）
※住民監査請求として
不適法
60 日
請求人へ
請求人へ
※陳述は原則公開
(4)　監査の決定
※監査委員の合議による
(5)　監査結果を請求人に通知、公表
【勧告】請求に理由がある
（措置が必要と認める場合）
・市長等へ必要な措置を勧告
・請求人へ勧告内容を通知
・勧告内容を公表
【棄却】請求に理由がない
（措置が不要と認める場合）
・請求人へ監査結果を通知
・監査結果を公表
【却下】監査の結果、要件の
不備が判明した場合
・請求人へ監査結果を通知
・監査結果を公表
【措置】
・市長等は必要な措置を講じ、
監査委員へ通知
・請求人へ措置内容を通知
・措置内容を公表
不服がある場合
住　民　訴　訟